

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の 農林水産大臣の同意を得た土 地利用方針に係る復興整備事 業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	雁小屋西地区	新地町

図面記号								
G								
1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	捺印	住 所				
	譲受人	新地町長 加藤 憲郎	印	福島県相馬郡新地町谷地小屋 字樋掛田30				
2 土地の所在等	土地の 所在	地番	地 目	面 積 (㎡)	所有権以外の使用収 益権が設定されてい る場合		土地利用区分	
			登記簿		現 況	権利の 種類	権利者の氏名 又は名称	農振法
	別紙のとおり							
	計	4874㎡(畑 4,874㎡)						
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別		権利の設定、 移転の時期	権 利 の 存続期間	その他		
	所有権	移転		復興整備計画 公表後	永年			
4 転用することによ って生ずる付 近の農地作物等 の被害の防除施 設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水排水は、各戸の浄化槽又はコミュニティ・プラントを設置し処理した後、排水路へ放流する。 ・復興整備事業の施行区域内には、廃止・付け替えが必要となる農業用排水路は無い。 ・適切な造成により土砂の流出・崩壊を防止する。 							

別紙 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	農振法	都市計画法
相馬郡新地町杉目字雁小屋	101番89	畑	畑	3,012 (全体)の内 612 (転用面積)	無	無	農振区域内・農 用地区域外	非線引き用途 区域外
相馬郡新地町杉目字雁小屋	81番2	牧場	畑	17,018 (全体)の内 3,911 (転用面積)	無	無	農用地区域内	非線引き用途 区域外
相馬郡新地町杉目字雁小屋	101番55	畑	畑	1,888 (全体)の内 351 (転用面積)	無	無	農振区域内・農 用地区域外	非線引き用途 区域外
3筆		4,874㎡(畑 4,874㎡)						